

京都市動物園条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日京都市条例第50号）（動物園）

京都市動物園の使用料の適正化を図る必要があるため、次のとおり使用料を改定することとしました。

区 分	単 位	入園料（1人につき）	
		改正前	改正後
個 人	1 回	円 620	円 750
	1 年	2,510	2,200
団 体	1 回	520	650

この条例は、令和4年6月1日から施行することとしました。

京都市動物園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第50号

京都市動物園条例の一部を改正する条例

京都市動物園条例の一部を次のように改正する。

別表個人の項中「620」を「750」に、「2,510」を「2,200」に改め、
同表団体の項中「520」を「650」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市動物園条例の規定は、この条例の施行の日以後の入園に係る入園料について適用する。ただし、同日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

(動物園)